特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玄海町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を取り、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

玄海町長

公表日

令和7年10月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	玄海町では介護保険法に基づき、被保険者の適正な管理(資格、賦課、受給、給付及び認定等)を 行っている。
③システムの名称	介護保険システム、総合行政システム、統合宛名システム、中間サーバー、申請管理システム、マイナポータル申請管理、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル	名
1. 被保険者情報ファイル、2.	世帯員情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第100項
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(2、3、6、7、11、13、15、42、42、56、65、69、80、 83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、158、161、173の項) 〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(131、132の項)
5. 評価実施機関における	5担当部署
①部署	福祉・介護課
②所属長の役職名	福祉・介護課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2111
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	福祉·介護課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2220
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	17年6月30日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か		17年6月30日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネットワ	ークシステムを	通じた提供を除く。)]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	ı]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

7. 特定個	固人情報の保管・	消去						
	情報の漏えい・滅 スクへの対策は十	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		
8. 人手を	そ介在させる作業				[]人=	手を介在させる	る作業はない	
人為的ミスへの対策は	が発生するリスク :十分か	[十分である]	8 + 7 0 5 1 + 1	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ	されている	1/4+ W.L. 7
判断	听の根拠	の上で記	ト照会によりマイナ: !載されたマイナン/ ;う住基ネット照会は	「一の真正性	を確認してい	いる。申請者から	らマイナンバーが得	
9. 監査								
実施の有無	Ħ.	[0]	自己点検	[]	内部監査	[〕外部監査	
10. 従業	者に対する教育・	啓発						
従業者に対	対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分に行っ 3) 十分に行っ	_	
						-7 1 75 1 15 -	200	
11. 最も個	優先度が高いと*	えられる	6対策		[]全项		重点項目評価を	実施する
	優先度が高いと考 まが高いと考えられ	[2) E <選択肢 1) E 2) E 3) 林 4) 含 5) 不 6) 性 7) 性	目的を超えた紐付け	つれるリスク・、事務に必要なで、事務に必要な使用等の行われるリステムを クシステムを	要のない情報 への対策 要のない情報 の対応にはないない。 明されるリスク リスクへの対策 のが対策 通じて不正な 通じて不正な	項目評価又は との紐付けが行 との紐付けが行 つへの対策 策 委託や情報提供さいの入手が行わ に提供が行われ	重点項目評価を)対策])対策
最も優先度		[2) E <選択肢 1) E 2) E 3) 林 4) 含 5) 7 6) 情 7) 情	目的を超えた紐付け を > 目的外の入手が行れ 目的を超えた紐付け を限のない者によっ を託先における不正 下正な提供・移転が 青報提供ネットワーク 青報提供ネットワーク	つれるリスク・、事務に必要なで、事務に必要な使用等の行われるリステムを クシステムを	要のない情報 への対策 要のない情報 の対応にはないない。 明されるリスク リスクへの対策 のが対策 通じて不正な 通じて不正な	項目評価又は との紐付けが行 との紐付けが行 つへの対策 策 委託や情報提供さい の入手が行われ 対策	重点項目評価を)対策])対策
最も優先度る対策		[2) E <選択肢 1) E 2) E 3) 材 4) 3 5) 刁 6) 竹 7) 竹 8) 华 9) 初	目的を超えた紐付け を > 目的外の入手が行れ 目的を超えた紐付け を配のない者によっ を託先における不正 下正な提供・移転が 青報提供ネットワーク 青報提供ネットワーク	つれるリスク・、事務に必要では、事務に使用をリスクシステムをクシステムをない・路発	要のない情報 への対策 のの対ないの対 のの対 ののないの対 のの対 のの対 のの対 のの対 のの対 のの対 のの対 の の対 の	頁目評価又は との紐付けが行 との紐付けが行 をとの無付けが行 で を のの対策 策 を の の が で 大 の の が が が が が が が が が が が が が が が が が	重点項目評価を	の対策] の対策 ごた提供を除く。) 策

変更箇所

変更箇	P)T				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 4. ②法令上 の根拠		別表第2の33項を追記	事前	
平成28年12月26日	Ⅳ リスク対策		リスク対策を追記	事前	
令和1年6月28日	I 関連情報 4. ②法令上 の根拠		別表第2の8項を追記	事後	
令和1年6月28日	I 関連性報 / (2)注合		別表第2の11項を追記	事後	
令和1年6月28日	I 関連性報 / (2)注合		別表第2の17項を追記	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 4. ②法令上 の根拠		別表第2の33項を追記	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 4. ②法令上 の根拠		別表第2の39項を追記	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 4. ②法令上 の根拠		別表第2の58項を追記	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 4. ②法令上 の根拠		別表第2の108項を追記	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 4. ②法令上 の根拠		別表第2の117を削除	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1.対 象人数		平成31年4月1日時点へ変更	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数		平成31年4月1日時点へ変更	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策 8.監査		内部監査を追加	事後	
令和2年1月31日	I 関連情報 5評価実施機関における担	保健介護課 保健介護課長	健康福祉課 健康福祉課長	事後	
令和2年1月31日	I 関連情報	保健介護課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄 海町大字諸浦348番地	健康福祉課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄 海町大字諸浦348番地	事後	
令和2年8月31日	8特定個人情報ファイルの IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計 IIしきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年8月31日	2.取扱者数 いつ時点の計	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年9月30日	I 関連情報 4. ②法令上 の根拠	〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第7号	〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第7号		
令和3年10月25日	I 関連情報 4. ②法令上 の根拠	〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第7号	〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第8号	事前	
令和3年10月25日	1.対象人数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月25日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年7月8日	の根拠		〈情報提供の根拠〉 別表第二の1、4、46、83、117の項を追記	事後	
令和4年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和3年10月1日時点	令和4年8月31日時点	事後	
令和4年12月22日	1.③システムの名称	介護保険システム、総合行政システム、統合 宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、総合行政システム、統合 宛名システム、中間サーバー、申請管理シス	事前	
令和4年12月22日	I 関連情報 4. ②法令上 の根拠	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号 別表第二(93、94の項)	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号 別表第二(93、94の項)	事前	
令和5年7月10日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第8号 別表第二(1、2、3、4、	〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第8号 別表第二(1、2、3、4、	事前	
令和5年7月10日	T 関連情報	健康福祉課 健康福祉課長	福祉·介護課 福祉·介護課長	事後	
令和5年7月10日	T 関連情報	健康福祉課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄 海町大字諸浦348番地	福祉·介護課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡 玄海町大字諸浦348番地	事後	
令和5年7月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和4年8月31日時点	令和5年6月23日時点	事前	
令和6年10月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第68項	番号法第9条第1項 別表 第100項	事前	
令和6年10月31日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第8号 別表第二(1、2、3、4、	〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	事前	
令和6年10月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和5年6月23日時点	令和6年10月31日時点	事後	
令和6年10月31日	8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	【新様式による追記】	住基ネット照会によりマイナンバーを取得する のではなく、申請者からマイナンバーの提供を	事後	
令和6年10月31日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	【新様式による追記】	業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ 閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施	事後	
令和7年10月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和6年10月31日時点	令和7年6月30日時点	事後	
令和7年10月27日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	令和6年10月31日時点	令和7年6月30日時点	事後	